

# 公 告

公 告 15 号  
令和7年5月22日

分任契約担当官  
陸上自衛隊飯塚駐屯地  
第366会計隊飯塚派遣隊長 卯津江 一幸

下記のとおり一般競争入札を行います。

## 記

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 : 使用済車両売却 (別紙内訳書のとおり)
- (2) 引 渡 場 所 : 陸上自衛隊飯塚駐屯地
- (3) 引取 (引渡) 期限 : 代金納付の日から5日以内 (令和7年9月26日までに搬出)
- (4) 代 金 納 付 期 限 : 令和7年9月26日 (金)

### 2 競争参加資格者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。尚、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること
- (3) 令和7・8・9年度資格審査結果通知書 (全省庁統一資格) で「物品の買受け」C等級以上の資格を有する者。
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない
- (7) 使用済自動車の再資源化等に関する法律 (平成14年法律第87号) に示す4つの業者資格 (引取業、フロン類回収業、解体業及び破砕業) を有するもの又は引取業の資格を有し他の3業種を他業者に下請けさせる場合は、令和7年6月10日12時00分までに下請負承認申請書及び下請業者が必要な資格を有することの証明を提出し、契約担当官等の承認を受けた業者に限定する。あわせて資格審査結果通知書(写)についても

上記の期日までに提出すること。

- (8) 下請け業者として承認された者は、同一入札に参加することを禁止する。
- (9) 下請負承認申請書に下請者の連絡先及び担当者名を記載するものとし、契約担当官等は下請負承認申請の承認に当たって、下請負承認申請書に記載された下請負者に電話等により確認し、確認ができなかった場合は、当該下請負を承認しない。下請負に対する電話等による確認は令和7年6月12日17時00分までとする。
- (10) 4項の入札心得及び契約条項を確認のうえ、暴力団排除に関する事項に誓約した業者とする。なお、誓約に関しては入札書提出をもって誓約事項に誓約したものとする。

### 3 競争入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 : 令和7年6月18日 (水) 10時00分
- (2) 場 所 : 陸上自衛隊飯塚駐屯地第366会計隊飯塚派遣隊入札室 (2号隊舎1階)

#### 4 契約条項を示す場所

陸上自衛隊飯塚駐屯地 第366会計隊飯塚派遣隊事務室

西部方面会計隊ホームページ (<http://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/index.htm>)

#### 5 入札説明会

実施しない。ただし、現場確認希望者の方は、事前に14(2)の担当者に連絡をし日程を調整すること。細部は調達要領指定書を確認すること。なお、未確認にて入札書提出の場合は、現場の状況及び現物を理解したものと取り扱う。また、現物確認等における移動費用等(旅費等)に関しては全て業者側の負担によるものとする。

#### 6 保証金に関する事項

##### (1) 入札保証金：免除

ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する

##### (2) 契約保証金：免除

ただし、契約締結後、業者側の責による理由により契約の全部又は一部を解約するときは契約金の100分の10以上を違約金として徴収する

#### 7 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 8 入札の無効

- (1) 本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札、入札条件に違反した入札、入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札は無効とする。
- (2) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (3) 入札金額が予定価格に達しない場合には、再度入札を実施する。再度入札の日時は別示する。

#### 9 落札決定方法

総額(消費税抜き)が予定価格以上の最高入札者を落札者とする。

(ただし、同価の場合は、抽選により決定)

#### 10 契約書の作成

- (1) 落札決定後、速やかに契約書を作成します。
- (2) 適用する契約条項  
「不用物品売払契約条項」  
「売払い物品の解体に関する特約条項」  
「談合等の不正行為に関する特約条項」  
「暴力団排除に関する特約条項」
- (3) 落札者は、契約締結までに作業工程表の提出をお願いします。

#### 11 違約金等

- (1) 自衛隊車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。また、一般市場に流通させるに至らなかった場合でも、その未遂があった場合には、契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収する。
- (2) 解体証明書及び破砕証明書が履行期限を過ぎても未提出あるいは遅れて提出された場合、並びに、証明書に虚偽の記載があることが判明した場合は、契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収する。

## 12 公告掲示場所

飯塚商工会議所、第366会計隊（福岡）、第366会計隊飯塚派遣隊（飯塚）、第366会計隊小倉派遣隊（小倉）の掲示板及び西部方面会計隊ホームページ  
(<http://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/index.htm>) に掲示

## 13 その他

- (1) 入札に関する事項について委任を受けた者は入札前に委任状を提出すること。
- (2) 入札については入札会場において、直接当隊所定の入札箱に入札することを基本とする。ただし、遠方等の理由により直接入札できない場合には、郵送による入札のみ可とする。このため電話・FAXによる入札は認めない。また、郵便により入札に参加する場合は、送付する封筒に必ず「**（入札日時、入札件名）入札書在中**」と記載し、**入札日前日の12時まで**に必着するように郵送し会計隊まで電話連絡をすること。
- (3) 契約条項及び入札等参加者心得を確認の上、暴力団排除に関する事項に誓約する旨(当社は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。)を入札書に付記し、あわせて内訳書を提供するものとする。
- (4) 当該売払車両の部品を輸出する場合は、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要となる。
- (5) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とすること。
- (6) 売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わないこと。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる契約不適合等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないこと。
- (7)
- ) 売払物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。

## 14 問い合わせ先

- (1) その他入札及び契約事項に関する問い合わせ先  
〒820-0064 福岡県飯塚市津島282  
第366会計隊飯塚派遣隊契約班 担当：松尾  
TEL 0948-22-7651（内線386）・TEL（FAX）0948-22-7053
- (2) 内訳書の内容及び現物（現場）確認に関する事項  
陸上自衛隊飯塚駐屯地業務隊 補給科 担当：相牟田  
TEL 0948-22-7651（内線787）